

確定申告書

町民税申告相談のお知らせ

○申告相談会における感染症対策について

申告相談会は、会場の換気、ソーシャルディスタンスに配慮した配席、消毒用アルコールの設置など、感染症対策を徹底したうえで開催しますので、ご来場の際は下記についてご協力をお願いします。

①会場での検温・マスクの着用・手指の消毒

入場される際は、検温とマスクの着用及び手指の消毒にご協力ください。発熱や咳などの風邪の症状がある場合や、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには、入場をお断りさせていただく場合があります。発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに後日あらためてご来場くださるようお願いいたします。

②少人数でのご来場

会場にお越しになる方は、世帯を代表して1名でのご来場にご協力ください。介助を要する等の理由があり複数名でお越しになる場合においても、必要最低限の人数でお越しください。

③指定時間でのご来場

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、混雑緩和のため世帯ごとに指定した時間でのご来場にご協力ください。指定日時でのご来場ができない場合は、ご連絡いただきますと、別日でのご案内をさせていただきます。事前にご連絡がなく、指定時間以外でご来場された場合、指定時間の方を優先して申告相談をさせていただきますのでご了承ください。

○申告相談における留意事項

医療費控除やセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けられる方は、医療費控除の明細書の添付が必須になります(領収書の提示のみでは控除を受けることができません)。事前に明細書を作成のうえ、申告相談へお越しください。

営業、農業、不動産所得がある方で、帳簿を作成していない方が見受けられます。帳簿の作成及び保存は白色、青色申告を問わず平成26年から義務付けされており、税務調査等の際に提出を求められる場合がありますので、必ず作成のうえ関係資料と合わせて5年間保存してください。

感染症対策の観点から、短時間での申告相談にご協力ください。申告資料の集計がなされていないなどの理由により、申告に時間を要する方につきましては、資料をおまとめいただくから、再度申告をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

申告等に関してご不明な点は、下記連絡先までお問い合わせください

■町民税務課 税務グループ ☎35-2111(内線125・126)

○申告相談のご案内を送付します

申告が必要と思われる世帯へ、相談の日時等を記載した文書を送付します。なお、文書が届かない場合や、指定の相談日に都合がつかない場合は、町民税務課税務グループまでご連絡をお願いします。

○申告相談の日程について

相談日	曜日	対象地区	相談日	曜日	対象地区
2月2日	水	下宿・八幡町	2月24日	木	朝日町・豊田
3日	木	川端・庚申町	25日	金	豊田
4日	金	今宿・本町	28日	月	上宿・駒籠
7日	月	東町	3月1日	火	駒籠
8日	火	里・二丁目	2日	水	鷹巣1・栄町
9日	水	新町・海谷	3日	木	上ノ原
10日	木	海谷	4日	金	川前・曙町
14日	月	田沢下・愛宕町	7日	月	来迎寺
15日	火	岩ヶ袋	8日	火	次年子・鷹巣2
16日	水	岩ヶ袋・小菅	9日	水	佐田町・南通
17日	木	四日町	10日	木	横町・新山寺
18日	金	鷹巣3	11日	金	黒滝・田沢上
21日	月	坂ノ上・白鷺	14日	月	仲通・桂木町
22日	火	井出・緑町	15日	火	大浦

○相談時間 午前9時～午後4時30分まで

※世帯ごとに来庁時間を指定しております。送付した案内をご覧ください。

○相談会場 役場3階 大会議室

申告手続きには

マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示

が必要です。マイナンバーカードや通知カードを**必ず**持参してください。